

適正なりサイクルの推進と不法越境移動の監視強化

49百万円（34百万円）

大臣官房廃棄物・リサイクル対策部企画課リサイクル推進室
産業廃棄物課適正処理・不法投棄対策室

1. 事業の必要性・概要

使用済み家電・小型家電等をリサイクルする場合は、循環資源の有効利用及び有害物質の適正処理の観点から、家電・小電法等に基づき適切にリサイクルされるべき物であるが、その相当量が違法に回収・解体・処理され、場合によっては、中古品と偽ったり、スクラップに混入させて海外に輸出されている。また、有害性のあるものが、現地で不適正に処理されることにより、環境汚染・健康被害を引き起している実態が指摘されている。

国内で適切なリサイクルを推進するため、平成25年4月に施行された小型家電リサイクル法をはじめとした各関連法を着実に施行するとともに、有害性のあるものが海外に不正に流出しないよう、不法輸出対策を徹底・強化する必要がある。

2. 事業計画（業務内容）

使用済み家電・小型家電について、輸出の規制対象物の明確化を図るとともに、水際対策の現場の体制整備、効率化等を進めることにより、不法越境移動の監視を強化し、適正なりサイクルを推進する。このため、地方事務所における体制を強化するとともに、小型家電リサイクル法をはじめとした各種リサイクル法・バーゼル法に基づく立入検査・報告徴収に係る事務や、廃棄物処理法に基づく自治体・警察等と連携した指導・取締りへの対応を充実させる。具体業務は以下のとおり。

- ・使用済み家電・小型家電が混入した雑品スクラップ対策の検討
- ・使用済み家電・小型家電の輸出時の中古品判断基準の見直し
- ・立入検査・報告徴収等の徹底実施ための人員の増強
- ・立入検査・報告徴収等の効果的実施のための指導・取締り事例の整理・分析
- ・不法輸出対策に係る各事務所の現場対応マニュアルの策定・フォローアップ

3. 施策の効果

- ・小型家電リサイクル法の的確な運用
- ・廃棄物処理法・各種リサイクル法に基づく適正なりサイクルの促進・不法越境移動の監視強化

各種リサイクルの取り巻く状況

支出予定先: 民間団体等

◆小型家電リサイクル法の施行(H25. 4)

- ・使用済小型電子機器等のリサイクルを行おうとする者が事業計画を作成し、主務大臣の認定を受けることで、廃棄物処理業の許可を不要とし、再資源化を促進する新制度が施行

◆各種リサイクル法に係る不適正事例の発生

- ・家電リサイクル法に基づく小売業者から家電メーカーへの引渡し
が適切に行われているかが疑われる事例が発生
- ・自動車リサイクル法に基づく許可を受けずに自動車の解体が
行われているケースが横行

◆違法な不用品回収業者の増加

- ・「無料回収」と謳い、車や空き地で無許可で使用済家電製品を
回収する業者が増加
- ・廃棄物処理基準に適合しない方法によって分解・破壊等が
行われ、スクラップとして不適正に海外に輸出
- ・ヤードや船上で度々火災を起こすほか、空き地での有害物質の
流出や輸出先における健康被害発生の恐れ
- ・これらを受け、使用済家電製品の廃棄物該当性の判断について
の通知を発出(H24. 3. 19)

◆輸出入規制の適正な運用への対応

- ・使用済み電子機器等の海外での不適正処理に関する指摘
- ・輸出先国からの通報によるシップバック案件の増加
- ・バーゼル法運用見直しのための検討会を開催
- ・平成26年4月から中古品判断基準の
適用開始
- ・不法輸出入の疑義案件の現地調査対応の
マニュアル化に着手



使用済み家電・小型家電の輸出に係る規制対象の明確化

使用済み家電・小型家電が混入した雑品スクラップ対策の検討

使用済み家電・小型家電の輸出時の中古品判断基準の見直し

使用済み家電・小型家電の違法な処理、不法輸出等に対応する現場体制の強化

立入検査・報告徴収等の徹底実施のための人員増強



現場対応事例の蓄積・共有等による効果的な現場対応の推進

立入検査・報告徴収等の効果的実施のための指導・取締り事例の整理・分析

不法輸出対策に係る各事務所の現場対応マニュアルの策定・フォローアップ